

平成31年4月22日策定

高崎商工会議所行動計画

職員の仕事と生活の調和を図り、働きやすい環境をつくることによって、能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間 令和元年5月1日から令和5年3月31日まで

2.内容

目標1：所定外労働時間を平成30年度比10%の削減を目標値とする。

※厚生労働省 平成29年度毎月勤労統計調査 所定外労働時間平均14.6時間/月

(対策)

- 令和元年 5月～ 所定外労働時間の状況把握、管理職により協議開始
- 令和2年 4月 定時退社を促進
- 令和3年 4月 ノー残業デーを設定
- 令和4年 4月～ 年度ごとに目標達成度の確認・是正措置の検討

目標2：年次有給休暇の取得を促進し、平均有給取得率50%を目標とする。

※厚生労働省 平成30年就労条件総合調査 平均年次有給休暇取得率51.1%

(対策)

- 令和元年 5月～ 年次有給休暇の取得状況把握、管理職により協議開始
- 令和2年 4月 有給休暇取得の奨励
- 令和3年 4月 各課において有給取得計画を策定・共有
- 令和4年 4月～ 年度ごとに目標達成度の確認・是正措置の検討